平成２３年（フ）第２４５号
神奈川県横須賀市久比里２丁目11番５号
債務者　鈴木　広子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市浦賀５丁目32番６号
債務者　中館　茂樹
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５７号
神奈川県横須賀市池上７丁目11番14号　ロイヤルパレス103
債務者　平田　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１５２号
松江市東本町５丁目52番地
債務者　柴山有美子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１５号
松江市浜乃木７丁目８番６号　浜乃木公園ハイツ２号館203
債務者　上井　友樹
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４８号
福島県いわき市内郷宮町平太郎43番地の３、前住所福島県郡山市待池台１丁目47番地の１
債務者　本田　幸嗣
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４６４号
愛知県豊田市大島町豊76番地１　ドミール豊２Ｂ、住民票上の住所名古屋市瑞穂区明前町13番19号　堀田グリーンハイツ701号
債務者　小口　剛司（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３２７１号
東京都練馬区光が丘３丁目３－５―1107
債務者　福室このみ（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２７２号
東京都江戸川区春江町２丁目48―２―202
債務者　カシム和美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２４号
東京都練馬区光が丘３丁目８―12―103
債務者　川崎詩津枝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３５９号
東京都足立区中川３丁目17―13
債務者　野口　利幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３６３号
東京都足立区入谷８丁目16―３―206
債務者　豊岡九二雄
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７０号
東京都町田市金森1710―56
債務者　三沢ミユキ（旧姓馬越）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７１号
東京都葛飾区柴又３丁目20―15―304
債務者　松木　大和
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７２号
東京都足立区西伊興１丁目９―13　コーポタキザワ第一202
債務者　佐藤　敏子（旧姓中軽米）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３８７号
千葉県柏市根戸419―16―205
債務者　山田　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部